

10%程度の法人税率引き下げを 「課税ベース拡大」「成長戦略」とのセット不可欠

安倍政権の下、経済財政諮問会議や政府税制調査会で、法人税改革に向けての議論が盛んになっている。当面は、6月にまとめられる経済財政運営の基本指針「骨太の方針」で、法人税改革についてのどのような記述がなされるかが大きな注目を浴びており、既に官邸や政党、財務省、総務省などを巻き込んだ駆け引きが始まっている。政権がここまで力を入れ、海外の投資家からもアベノミクス「第3の矢」の本命と期待されているにもかかわらず、法人税改革は容易ではない。

その最大の理由は、先進国最悪のわが国の財政事情にある。わが国は現在、財政再建を目的として消費税率の引き上げを国民に求めているわけだが、法人税をネットで減税することになれば、その意義が失われ、国際公約である財政目標の達成は確実にできなくなる。2015年度に「基礎的財政収支の赤字」を10年度比で半減させる公約の信憑性しんぴやうせいが薄ければ、たちまち国際投資家や投機筋の日本国債売りにつながり、国債価格が急落（金利の急騰）しかねないという大きなリスクを負っているのである。

そこで、法人税改革に当たっては、後述する課税ベースの拡大などで代替財源を確保しながら税率を引き下げていく必要がある。併せて、法人税改革を今後の経済成長にうまくつなげていくための成長戦略を具体化し、経済成長に向けての道筋を示すことが必要だ。以下、財政再建との整合性、国民の納得性などを考えつつ、法人税改革を考えていくこととしたい。

国際比較

わが国の法人税実効税率を国際比

較したものが図1（11頁）である。この図でいう法人税率は、国税の「税率」とも称されるものである。東日本大震災復興のための加算部分

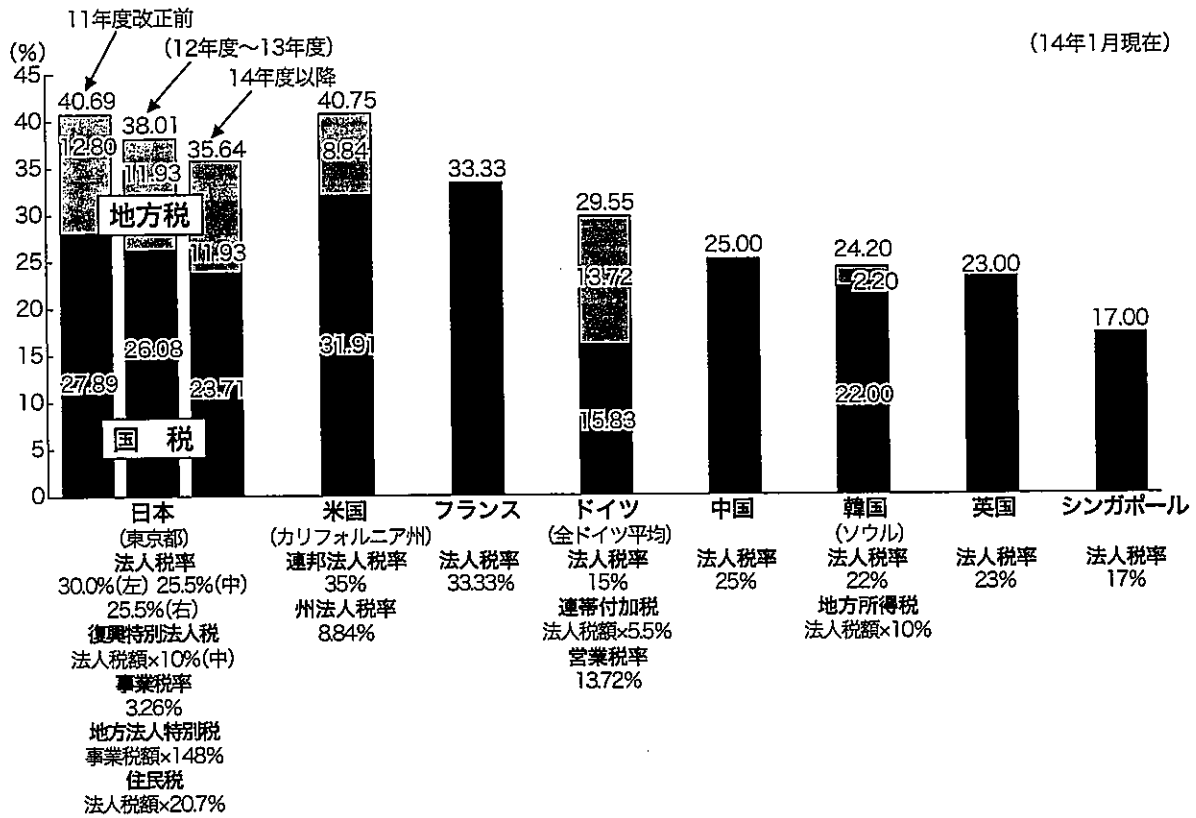
中央大学法科大学院教授・東京財団上席研究員
森信茂樹

もりのふしげき 京大法卒。73年大蔵省（現財務省）入省、主税局総務課長、財務省財務総合政策研究所長などを経て07年から現職。著作に「消費税、常識のウソ」（朝日新書）、「日本の税制何が問題か」（岩波書店）など。

が前倒しでなくなる14年度以降は35・6%となるが、いまだ先進諸外国と比べて数%、アジア諸国と比べると10%高い。

表面税率という概念のほかに、実際に企業がどれだけの税負担をしているかという観点から、企業の支払法人税額の税引き前利益に対する割合を比較することがある。これは、「法人実効税率」と呼ばれる概念であるが、このベースで比較すると、わが国の税負担は米国より重く、先進諸国で最も重いという事実が浮かび上がる。米国がわが国より低いのは、米国の多くの多国籍企業が、巧妙なタックスプランニングを行って実際の税負担を軽減していることによると思われる。

〈図1〉国・地方を合わせた法人税率の国際比較



(出所)財務省

このように、他国と比較して高い法人税負担が、エネルギーコストなどと並んでわが国企業の立地コストに影響を与え、長く続いた円高の影響も加わって、グローバル企業を中心に海外移転・空洞化を招き、地方経済の雇用縮小の一因となっている。そこで、わが国の企業立地の競争力を回復し、一層の空洞化や雇用喪失を避けるという観点から、法人税率の引き下げが必要であると言えよう。わが国の競争相手がアジア諸国であることを考えると、段階的に(例えば2回に分けて)10%程度の税率引き下げを目標にすべきであると考えらる。

課税ベースの見直し

前述のように、財政再建のため消費税率を引き上げている状況では、課税ベースを広げながら財源を確保しつつ、法人税率を引き下げっていくというアプローチにならざるを得ない。問題は、その場合の具体的な課税ベースの拡大策である。

法人税の課税ベースは、産業ごと、個別企業ごとに異なっており、見直しの内容いかんにより、「総論賛成、各論反対」になる。既に「租税特別

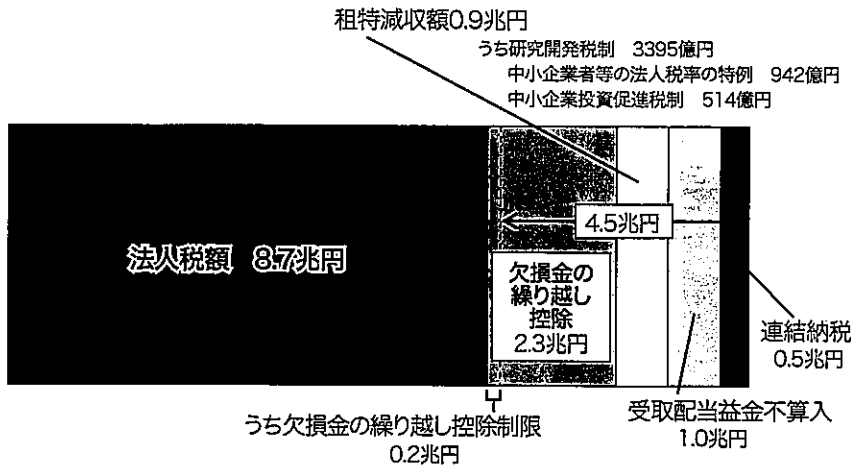
措置の抜本的な改革を行うなら、税率引き下げは「いけない」という意見も聞こえてきている。

まずは、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げたのでは、企業の負担は変わらないので意味がない」という見解への反論から述べてみたい。

世界の税制改革のお手本と呼ばれている米レーガン政権2期の税制改革(1986年)は、課税ベースを拡大して財源を確保しつつ、法人税率を12%引き下げたのだが、その結果、米国産業の新陳代謝・構造変化が生じ、今日の米国経済繁栄の礎につながる起爆剤となった。

80年代後半の米国経済は、「双子の赤字」のもとで、ドル高と高金利により米国製造業は競争力を喪失していた。高金利の主因は、レーガン政権1期の経済政策で「減税すれば経済が活性化し財政赤字が生じる」という考え方(後に「ブロードウ経済学」と呼ばれた)に基づき行われた減税が膨大な財政赤字をもたらしたことである。レーガン大統領は2期目に、このような状況から脱却するための抜本的な税制改革を行った。それは、東海岸の重厚長大産業を優

〈図2〉法人税の課税ベース



遇していた租税特別措置である企業優遇税制の廃止と、それを財源とした大幅な税率引き下げであった。政策立案者で、私の友人でもある元財務次官補のロナルド・パールマン氏が02年来日し、わが国の政府

税制調査会で講演を行った。その講演内容は公表されているが、筆者なりに要約すると以下の通りである。「レーガン2期税制改革の哲学は、市場こそが、経済行動を調整する最善の手段と信じていたことである。

(出所)財務省

これまでとつてきた、特別な所得控除や税額控除などによつて企業行動に影響を与えようとする試みは、効果はつきりせず、経済効率の向上にも役立たなかつた。むしろ経済活動に歪みをもたらし非効率で、高くつく政策だ。…長期的な経済成長のためには、政府は企業の意思決定には介入せず、いろいろな経済活動に対する実効税率の格差を最小にするような税制こそが必要だ」(<http://www.cao.go.jp/zeicho/siryou/pdf/a25kaib.pdf>)

この税制改革の結果、法人税率は12%下がり、西海岸の若い起業家のアニマルスピリットを奮い立たせ、ヒューレット・パッカーのようなIT企業を育て、シリコンバレーの形成につながったのである。わが国で課税ベースの拡大を議論する際には、このような産業構造の新陳代謝につながることを念頭に置く必要がある。では、具体的にどのような課税ベースの見直しを考えられるのだろうか。

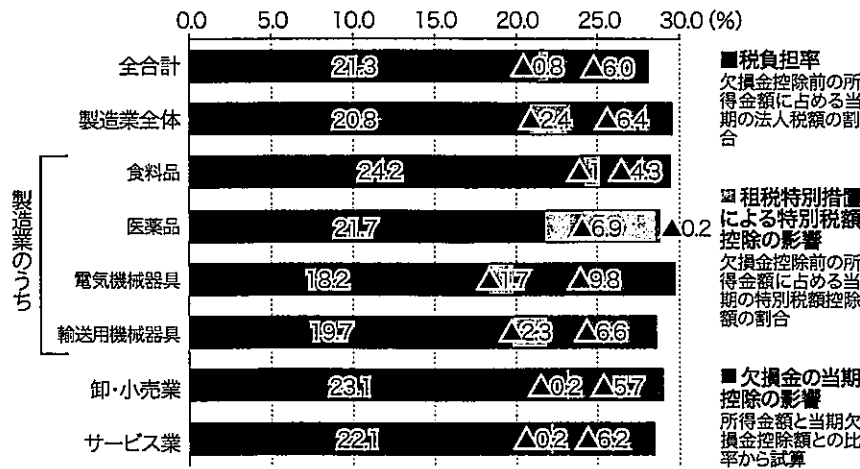
参考になるのは、財務省の作成した「法人税の課税ベース」という資料である。(図2)。これを見ると、欠損金の繰り越し控除により2・3兆円、受取配当益金不算入で1兆円、研究開発減税で約3000億円、中小事業特例で約1000億円の税収が脱漏していることが分かる。つまり、これを縮小することが課税ベースの拡大という意味である。まず、2・3兆円の減収をもたらししている欠損金の繰り越し控除について考えてみたい。企業活動は、経済の波を受けるので黒字もあれば赤字もある。「黒字の時だけ税負担を求めるのはフェアな税制ではない、過去に赤字があればそれと相殺するのが原則だ」という考え方に基づき導入されている制度である。確かにその通りであるが、税率を引き下げるといふより大きな目的の前には、

縮小はやむを得ないところである。そこで、繰り越しの期間を延長しながら控除額の制限を行うことを検討すべきだ。これは実際、民主党政権下で行った11年度法人税減税の際に採用された手法である。

次に、1兆円の減収となつている受取配当の益金不算入措置である。この制度は、配当は法人税課税後の所得から支払われるので、これを受け取つた企業にさらに課税するのは二重課税になる、ということから設けられた。しかし、グループ経営のための持ち株比率の高い株式の配当は別として、持ち株比率の低いものは企業会計上益金に計上されているわけで、益金不算入制度から外すことを検討してもよいのではないか。これも、法人税率を引き下げるといふことにプライオリティーを置いた場合の話であるが。最も議論となるのは、減収額0・9兆円という租税特別措置の見直しである。研究開発減税や設備投資減税が租上(そじょう)に上るが、特定の産業にのみ恩恵が偏っていないか、政策効果が上がっているかなど十分な検証を行いつつ、これまでの累次の経済対策として優遇の程度が過大・過剰

次に、1兆円の減収となつている受取配当の益金不算入措置である。この制度は、配当は法人税課税後の所得から支払われるので、これを受け取つた企業にさらに課税するのは二重課税になる、ということから設けられた。しかし、グループ経営のための持ち株比率の高い株式の配当は別として、持ち株比率の低いものは企業会計上益金に計上されているわけで、益金不算入制度から外すことを検討してもよいのではないか。これも、法人税率を引き下げるといふことにプライオリティーを置いた場合の話であるが。最も議論となるのは、減収額0・9兆円という租税特別措置の見直しである。研究開発減税や設備投資減税が租上(そじょう)に上るが、特定の産業にのみ恩恵が偏っていないか、政策効果が上がっているかなど十分な検証を行いつつ、これまでの累次の経済対策として優遇の程度が過大・過剰

〔図3〕業種別法人税の税負担率(繰越欠損金控除前の所得に対する割合)〔11年度〕



(注) 11年度の法人税率は30%
 (出所) 申告の集計データに基づき財務省作成

必要がある。 図3に見るように、租税特別措置の恩恵は、業種や企業ごとに異なっている。これを、どの企業にも平等

に恩恵となる税率の引き下げに変えていくことが求められている。最後に、図2には出ていない重要な見直し項目に、減価償却制度がある。現在わが国の償却は、200%加速度償却になっており、設備投資産業に恩恵を与えている。この加速度償却制度を改め通常(定額償却)に戻せば、相当規模の財源が出る。このような見直しはドイツや英国の税制改革で行われたものである。忘れてはならないのが地方法人税の存在だ。図1で見たとように、わが国の法人税率を高止まりさせている

主因は地方法人課税にある。この部分を引き下げない限り、アジア諸国並みへの10%軽減は事実上不可能だ。そこで、法人住民税の均等割を拡大するなど、地方法人税の課税ベース拡大策が必要となる。さらに、固定資産税については、農地や新築住宅などの分野でさまざまな特例措置が設けられているが、どれも政策的

には時代遅れになっており、縮小・廃止の方向で見直すことが必要だ。地方法人税の抜本的な見直しは今回、マストと言えよう。

必要な赤字法人対策

法人税改革という以上、赤字法人対策をきちんと行うことも必要だ。わが国にはおよそ270万の法人があるが、そのうち72%が赤字である。資本金1億円超の法人に限定すると、この割合は52%に下がるので、赤字法人は圧倒的に資本金1億円未満の中小企業に多い。この赤字は税務上の話で、必ずしも会計上も赤字というわけではないことに留意する必要がある。

赤字法人が多い理由は、個人事業形態より法人形態で事業を行った方が税制面で有利という理由からの「法人成り」のためである。法人形態での事業は本来、法人税と配当所得課税の二重課税が生じるので税制上不利なはずだ。しかし「法人成り」により、妻や子供など家族を従業員にして所得の分散を図ることができ、経営者(社長)の給与が、法人段階で経費(損金)となるだけでなく、個人段階で給与所得控除が適

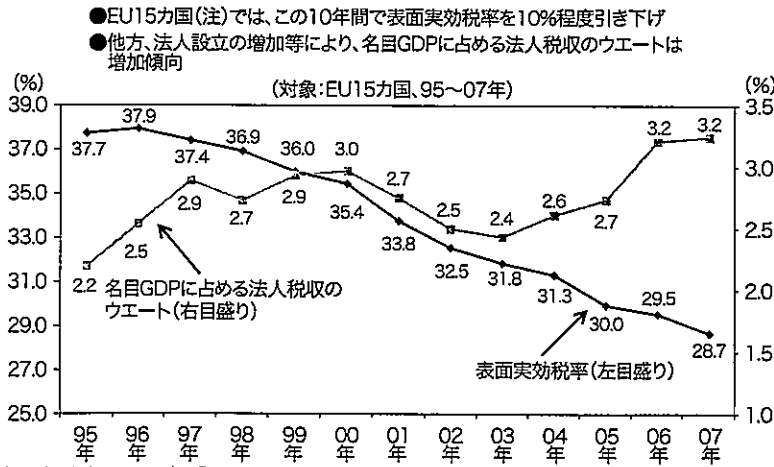
用され、2回の控除が可能となるのである。

このような事態を防止する観点から06年度に法人税法が改正され、一人オーナー会社(特殊支配同族会社)の業務主宰役員給与については、給与所得控除相当額の損金算入を認めない制度が創設された。しかし政権交代直後、民主党により09年度改正で廃止された。赤字法人対策は、法人税法でなく所得税法の中で給与所得控除に上限を設定したり削減を図ることが本筋なので、その方向で議論をすすめる必要がある。

法人税パラドックス

3月の経済財政諮問会議で議論になったのは、「法人税パラドックス」である。経済協力開発機構(OECD)諸国の直近20年間の法人税率(表面税率)の動向を見ると、激しい引き下げ競争の結果、ほぼすべての国で法人税率が引き下げられてきた。冷戦終了後の欧州で、旧東欧諸国がドイツやフランスなどの企業を自国に引き込むため法人税率を引き下げると、対抗するため先進諸国はやむを得ず自国の法人税率を引き下げる、といういたちごっこが続

〔図4〕実効税率と名目GDPに占める法人税収のウエート



(注)98年時点でのEU加盟国
(出所)経済産業省

EUには多くの研究成果がある。代表的な研究では、これを法人税収、法人企業利益、営業利益(総利益)の三つに分解して分析し、おおむね以下の結論を導いている。

第一に各国で(表面)税率引き下げと同時に課税ベースの拡大が行われたこと、第二に個人から法人への所得シフト(法人成り)が生じたこと、第三に税率引き下げにより企業のアントレプレナーシップが発揮され経済が活性化したこと、3点とされている。

私はこのことを2010年に書いた「日本の税制何が問題か」(岩波書店)で取り上げ、わが国でも、成長戦略と組み合わせれば、人税改革が実行されれば、税収増も期待できるので、経済成長と財政再建の両立が可能なることを主張してきた。「法人税パラドックス」は、レーガン政権1期の経済理論である「ラックファーカーブ」と同じと誤解されがちだが、双方は全く異なるものである。「法

人税パラドックス」は、EU各国の実際の経済・財務データを詳細に分析した実証研究であり、理論というより現実の分析である。

いずれにしても重要なことは、わが国の法人税改革も、「課税ベースの拡大」や「成長戦略・規制緩和」とセットで行われなければならない。経済成長・税収増につながらず、パラドックスは生まれないという冷徹な事実を物語っているということである。

望ましいシナリオ

筆者が考える望ましいシナリオは以下の通りである。

まず、2段階で10%を数年かけて引き下げていくことを目標とする。

第1段階はなるべく早い段階、できれば15年度税制改革で、国税・地方税の課税ベースを拡大しつつ財源を捻出して5%の実効税率の引き下げを図る。

第2段階では、(地方)消費税率を1%引き上げ、それを財源として法人事業税の廃止などによりさらに法人税率を5%引き下げるといってもよい。法人事業税は、「シャウプ税制」では付加価値税として導入された経緯がある。その原点に戻り、

本来の消費税に置き換えることは税理論としてはまっとうな改革である。問題は、消費税率について15年10月から10%へ引き上げることが法律で決まっていることを考えると、さらなる消費税率の引き上げは17年以降にならざるを得ないことだ。しかし、法人税改革全体の道筋を早い段階で示すことは可能である。

消費税率を引き上げて法人税率を引き下げるといふ改革は、政治的には極めて困難な道だろう。しかし、ドイツも英国も、さらには北欧諸国も、消費税率を引き上げて法人税率を引き下げるといふ改革を実行してきた。幸い、高い支持率を持つ安倍政権なので、国民にきちんと説明すれば受け入れられる可能性がある。

そのためには、企業自身が一層の企業努力により、法人税減税による利益を、給与の引き上げや配当・株式譲渡益の拡大という形で個人に還元することが大前提である。

いたことの結果である。しかし、欧州連合(EU)諸国の法人税収を見ると、多くの国で法人税収の国内総生産(GDP)比は上昇しており、税収の低下は生じていないということが判明した。これが「法人税パラドックス」である。

このようなことがなぜ生じたのか、

EUには多くの研究成果がある。代表的な研究では、これを法人税収、法人企業利益、営業利益(総利益)の三つに分解して分析し、おおむね以下の結論を導いている。

第一に各国で(表面)税率引き下げと同時に課税ベースの拡大が行われたこと、第二に個人から法人への所得シフト(法人成り)が生じたこと、第三に税率引き下げにより企業のアントレプレナーシップが発揮され経済が活性化したこと、3点とされている。